玥 改正案 行 【本編】 【本編】 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ 主要行等監督上の評価項目 Ⅲ-2 財務の健全性等 Ⅲ-2 財務の健全性等 Ⅲ-2-3 リスク管理 Ⅲ-2-3 リスク管理 Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理 Ⅲ-2-3-2 信用リスク管理 Ⅲ-2-3-2-2 大口与信管理 Ⅲ-2-3-2-2 大口与信管理 Ⅲ-2-3-2-2 主な着眼点 Ⅲ-2-3-2-2 主な着眼点 (1) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼ (1) 取締役会等は、合理的な基準に基づき経営に対して大きな影響を及ぼ す可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、 す可能性のある大口与信先を抽出し、その信用状況や財務状況について、 継続的なモニタリングを行うこととしているか。 継続的なモニタリングを行うこととしているか。特に、国際統一基準行 においては、単一の与信先に対する信用の供与等の額が、少なくとも当 該銀行のTier 1 資本の額の5%以上である場合、当該与信先と経済的な 相互依存関係が認められる者(注)への信用の供与等の額も考慮した大 口与信管理を行っているか。 (注)経済的な相互依存関係が認められる者とは、与信先との間で以下 のいずれかの関係にあることを銀行として認識している者をいう。た だし、以下のいずれかの関係にあるものの、適時に他の協業先や資金 源を見つけること等により、財務上の問題あるいは連鎖的なデフォル トを回避できるといえる場合には、経済的な相互依存関係が認められ る者には該当しない。 ・ ある者の年間の総収入または総支出の50%以上が、他の者との取 引のみから生じている場合(例えば、居住用・商業用不動産等の所 有する者の年間の収入の50%以上が、他の者からの賃借料に依存し ている場合) ある者が他の者への与信の全部又は一部を保証する等の方法によ り負担しており、当該保証請求権等が行使されると、ある者がデフ オルトする可能性がある場合 ・ ある者の製品等の大部分が他の者に販売されており、容易に代替 することができない重要な顧客である場合 ・ ある者による他の者への貸付けについて、期待される返済原資が 同一であり、かつ、貸付金を完済するために他に十分な収入源を有 していない場合

主要行等向けの総合的な監督指針(新旧対照表)

現 行	改正案
	 ある者の財務上の問題が、全額かつ適時の債務の返済という観点から、他の者に困難な状況を引き起こす可能性がある場合 ある者の支払不能またはデフォルトが、他の者の支払不能またはデフォルトに関連している可能性がある場合 複数の者が資金調達の大部分を同一の資金提供者に依存しており、当該資金提供者がデフォルトすれば、いずれの者も別の資金提供者を見つけることができない場合
(2)~(7) (略)	(2)~(7) (略)
(新設)	(8) 国際統一基準行においては、ファンドや証券化商品等への与信管理にあたって、原資産以外に、ストラクチャー自体に内在する追加的なリスク・ファクターとなり得る関係者(オリジネーター、ファンド・マネージャー、投資ビークルに対する流動性補完やCDS、保証等のプロテクションの提供者等)を特定し、これを踏まえた大口与信管理を行っているか。具体的には、①投資先である複数のストラクチャーに共通の追加的なリスク要因が存在する場合、これらのストラクチャーへの信用の供与等の総額を管理することや、②追加的なリスク要因となる関係者に関連のあるストラクチャーへの信用の供与等を当該関係者への信用の供与等と合算して管理することを検討しているか。なお、上記で挙げた関係者について、必ず追加的なリスク・ファクターとしての管理を要するわけではない。例えば、ファンドの運用資産が運用主体や他のファンドの資産と法的に分別して管理されていない場合には運用主体や他のファンドへの信用の供与等の合算した管理を検討する必要がある。また、投資先となるABCPプログラムが同一のスポンサーの流動性補完や信用補完に依拠しているような場合や、シンセティック型の証券化商品に同一の者がCDS、保証等のプロテクションを提供している場合には、スポンサーやプロテクションの提供者を大口与信管理の対象として管理する必要がないか検討する必要がある。
(<u>8</u>) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量において 損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。	(<u>9</u>) ストレステストを実施しているか。また、信用リスクの計量において 損失額が大きく発現するシナリオの分析を行っているか。

現 行

Ⅲ-2-3-2-3 不良債権処理と企業再生(産業と金融の一体的再生)

Ⅲ-2-3-2-4 カントリーリスク管理

Ⅲ-2-3-2-5 信用リスク削減手法

Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応

(5) 大口信用供与

① 法第13 条第 1 項ただし書(同条第 2 項で準用する場合を含む。以下②において同じ。)の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受けたことその他銀行法施行令(以下「施行令」という。)及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

当該承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期末を含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

- ② 施行規則第14条の3第2項第3号の「その他金融庁長官が適当と認める やむを得ない理由があること。」(施行規則第14条の6第1項で準用する場合を含む。)に該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合として は、例えば、下記イからハまでに掲げるような事情があり、銀行の健全性 に支障が生じないと認められる場合が考えられる。
 - イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合

 - <u>ハ.</u>金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合

上記<u>イからハ</u>までのいずれかに該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。

改正案

Ⅲ-2-3-2-3 不良債権処理と企業再生(産業と金融の一体的再生)

Ⅲ-2-3-2-4 カントリーリスク管理

Ⅲ-2-3-2-5 信用リスク削減手法

Ⅲ-2-3-2-6 信用リスク管理に係る監督手法・対応

(5) 大口信用供与

① 法第13 条第1項ただし書(同条第2項で準用する場合を含む。以下②において同じ。)の承認の申請があったときは、信用供与等限度額を超えることについて信用の供与等を受けている者が合併をし、又は事業を譲り受けたことその他銀行法施行令(以下「施行令」という。)及び施行規則で定めるやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

当該承認に当たっては、原則として、今後の信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めるとともに、決算期末(中間期末を含む。)までに解消される場合を除き、定期的に計画の履行状況を報告させるものとする。

- ② 施行規則第14条の3第2項第3号の「その他金融庁長官が適当と認める やむを得ない理由があること。」(施行規則第14条の6第1項で準用する場 合を含む。)に該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合として は、例えば、下記イからハまでに掲げるような事情があり、銀行の健全性 に支障が生じないと認められる場合が考えられる。
 - イ. 法令上の義務に基づき信用の供与等をする場合
 - ロ. 金融グループの組織再編やビジネスモデルの再構築等を実施する場合であって、当該組織再編等の目的の実現のために必要であると認められる場合
 - ハ. ストレス状況下において、銀行間市場の安定性を確保することを目的 として、コールローンその他の銀行間エクスポージャーについて信用 供与等限度額を超過する必要性が認められる場合

上記<u>イ又は口</u>に該当し、法第13条第1項ただし書の承認をする場合には、上記①にかかわらず、信用供与等限度額超過の解消に向けた計画を求めないものとする。